

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 全面的なデジタル化電子発票「全電発票」の概要(その1)

中国で事業を行うにあたっては、取引の証憑である「発票（ファーピャオ）」の理解は避けて通れないものです。2021年12月以降、新たな増値税発票発行制度が広州市、上海市等で試験的に開始され、今後この制度が中国全土に広がるものと考えられます。

1. 全面デジタル化電子発票「全電発票」の試行

増値税発票は、税務局が増値税（日本の消費税に相当）を漏れなく徴収するために利用する証憑です。中国における増値税発票は増値税普通発票と増値税専用発票の2種類があります。増値税普通発票は主に自営業や小規模納税人（年間課税売上高500万人民元未満）が発行するものであり、増値税専用発票は一般納税人（年間課税売上高500万人民元以上）が商品を販売または役務サービスを提供する際に発行するものです。

増値税専用発票の使用（領収、発行、返還、認証など）については、増値税不正を防止するために、一般納税人が増値税専用設備（ICカード、カード読取器、関連ソフトウェアなど）を利用し、税務当局から購入した増値税専用発票用紙を使用して発行しています。

増値税発票の種類

普通/専用	発行者	仕入税額控除
増値税普通発票	主に自営業や小規模納税人（年間課税売上高500万人民元未満）	できない
増値税専用発票	一般納税人（年間課税売上高500万人民元以上）	できる

従来の増値税発票（紙発票）サンプル

出所：国家税務総局公告 2020年 第22号

2021年に税務局は増値税管理の電子化を推し進めるため、従来の増値税発票（紙発票）に加え「全面デジタル化電子発票（略称：全電発票）」、「ブロックチェーン電子発票（略称：ブロックチェーン発票、区块链发票）」を導入することを発表しました。「全面デジタル化電子発票（略称：全電発票）」は2021年12月から広州市、

上海市などの特定の納税者に限り発票の発行が開始されたのち順次適用範囲を拡大し、2022年11月30日以降は深圳市を除く広東省、上海市、内モンゴル自治区、四川省、アモイ市で発行、香港マカオ等を除く中国全土で受領が可能となっています。今後、全国で発行可能とするよう、地域を拡大していくと思われます。ブロックチェーン発票については、増値税普通発票のみでの適用となり増値税専用発票はありません。

全面デジタル化電子発票（全電発票）サンプル



出所：国家稅務總局廣東省稅務總局公告 2022年第2号

2. 「全電発票」とこれまでの紙発票の違い

全電発票と紙発票の主な違いは次のようなものがあります。

- 紙発票は発票綴、控除綴、記帳綴などの数枚綴りとなっていました。全電発票では電子化した発票データを顧客側に渡すこととなりました。顧客側は必要に応じプリントアウトが可能です。
- 紙発票の発行の際に必要な「顧客住所」「顧客電話」「顧客銀行口座番号」「発票専用印」は全電発票では不要となりました。
- 全電発票は電子データとなり、1枚の発票の明細行数の制限が無くなったため、別途明細書を添付する必要がなくなりました。
- 全電発票の発行は、web上の電子発票サービスプラットフォームを通じて発行することが可能となり、紙発票の発行のために必要だった増値税専用設備は不要となります。
- 紙発票の用紙はあらかじめ税務局から購入しなければならず、かつ購入時に千元版、十万元版など1枚あたりの上限額を指定して購入しており、企業ごとに購入できる総額が決められていました。購入できる総額は納税信用管理制度における当該企業の税務ランクにより税務局が決定しています。当面は紙発票と全電発票の総額で発行可能額を管理することとなりますが、全電発票には1枚あたりの上限額は無く、発行総額のみを管理となります。

お見逃しなく！

中国税務当局がこのような電子化を推し進める要因としては、税務管理の強化があると思われませんが、企業から見ると前述のような変化により、合理化が図れるだけでなく、様々な利点がある一方、注意点もあります。次回具体的な発行手順や注意点についてご説明いたします。